

萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和 5 年 8 月 1 日規則第 4 号

萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例施行規則（平成 2 6 年萩・長門清掃一部事務組合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「					
	料金			を	
」					
「					
	適用税率				
	料金（税込み）			に、	
	消費税				
」					
「 株式会社 はないろ		印		」を	
「 株式会社 はないろ		印			
適格請求書発行事業者登録番号				に改める。	
」					

附 則

この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。